

大西洋又は地中海において畜養された輸入公表三の9の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろの二号承認制移行について ①

輸入注意事項16第24号 (16.12.1)

改正①輸入注意事項17第38号 (17.7.25)

平成16年12月1日付け経済産業省告示第423号（輸入公表の一部を改正する告示）により、標記貨物の輸入については、平成16年12月22日以降二号承認制に移行することとなりました。

このため、平成16年12月22日以降の当該貨物の輸入については、平成16年12月21日までに関税法第67条の規定による輸入申告書、同法第43条の3第1項の規定による蔵入承認申請書又は同法第62条において準用する同法第43条の3第1項の規定による移入承認申請書（以下「輸入申告書等」という。）が受理されていない場合は、輸入貿易管理令（昭和24年政令第414号）第4条第1項第2号の規定に基づき経済産業大臣の承認（以下「2号承認」という。）を受けて下さい。ただし、二号承認申請の前に農林水産省水産庁資源管理部遠洋課の確認を受けて下さい。

この際、当該貨物については下記のとおり取り扱うこととします。

なお、平成16年12月22日以降上記貨物を輸入する場合であっても、当該貨物が平成16年12月21日以前に船積みされた場合には、二号承認を要さないこととします。この場合、平成16年12月21日以前に船積みされたことを証する書類を輸入申告書等とともに税関に提出して下さい。

記

- 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約（以下「条約」という。）の勧告の趣旨に添って、標記貨物の輸入に際しては、輸入公表（昭和41年4月30日通商産業省告示第170号）三の9の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域に対して、条約のくろまぐろ資源に関する保存管理措置への協力を求める。当該協力が得られない等くろまぐろ資源の保存管理に支障が生ずる場合、原則として確認及び承認を行わない。